

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

寒川町長

## 公表日

令和8年2月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項の理念に基づき、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的(国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)第1条)とし、そのための必要な給付を行う(同法第2条)制度である。</p> <p>国民年金の事業は政府が管掌している(同法第3条)ので、年金給付をはじめ積み立金の運用等一切については、政府が責任をもって運営する責務があるが、国民年金の被保険者及び受給権者は多岐にわたっているので適用(加入・喪失)関係、給付関係等事務の一部は市町村長に委任されている。</p> <p>市町村が行っている事務は、国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付金の諸届出等々を受理し報告する事務並びに年金相談事務などである。</p> <p>寒川町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①各種申請書受理時の申請者の本人確認及び個人番号の真正性確認 ②上記に挙げた市町村の事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金システム</li><li>・団体内統合宛名システム</li><li>・EUCシステム</li><li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li><li>・統合宛名管理システム</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金関係ファイル</li><li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li><li>・団体内統合宛名関係ファイル</li></ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条(利用範囲) ＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「厚生労働大臣」の項のうち、下欄(法定事務)に「国民年金」が含まれる項 (46の項) (実施者は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。)</p> <p>・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>[ 実施しない ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① 特定個人情報の入手に関する対策・・・国民年金システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／宛名番号や基礎年金番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／複数職員によるチェックや入力結果確認リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。</p> <p>② 必要な情報以外を入手することを防止する対策・・・国民年金システムにおける措置：データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。／複数人によるチェックを実施している。</p> <p>③ 不正な使用を防止する対策・・・国民年金システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。／住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。／庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。</p> <p>④ 特定個人情報の使用に関する対策・・・国民年金システムにおける措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。／庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。／アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。</p> <p>⑤ ユーザ認証の管理・・・国民年金システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。／不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。／共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。</p> <p>■ 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御している。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</li> </ul> <p>② 移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。</li> <li>・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> <li>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</li> </ul> <p>③ テストデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。</li> </ul> <p>④ 相互牽制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。</li> </ul>	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
--------------	--

判断の根拠	<p>■寒川町における措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①物理的安全管理措置・・・セキュリティワイヤーによる固定ノのぞき見防止の配置</li> <li>②技術的安全管理措置・・・国民年金システムへのアクセス時における二要素認証ノウイルス対策ソフトウェアの導入ノ外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</li> <li>③移行作業時に関する措置・・・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> </ol> <p>■ガバメントクラウド(以下「ガバクラ」という。)における措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①物理的安全管理措置・・・ガバクラについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、GSPが保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。ノ事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> <li>②技術的安全管理措置・・・国及びGSPは利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。ノ地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下「運用管理補助者」という。))は、ガバクラが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。ノGSPは、ガバクラに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。ノGSPは、ガバクラに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。ノ地方公共団体が委託したASP又は運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。ノガバクラの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。ノ地方公共団体やASP又は運用管理補助者の運用保守地点からガバクラへの接続については、閉域ネットワークで構成する。ノ地方公共団体が管理する業務データは、国及びGSPがアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol>
-------	--

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-4①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成28年12月28日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の47,48,49及び50の項		事後	
平成28年12月28日	I-5②所属長	保険年金課 福岡いくよ	保険年金課 石川誠二	事後	
平成28年12月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成28年12月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成30年4月17日	I-5②所属長	保険年金課 石川誠二	保険年金課 三留美紀	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	保険年金課長 三留 美紀	保険年金課長	事後	
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	I-4①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和2年2月14日	I-4②法令上の根拠		番号法第19条7号 別表第二の47,48,49,50及び107の項	事後	
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成28年12月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取扱者数	平成28年12月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2(47,48,49,50,107)	番号法第19条第8号及び別表第2(47,48,49,50,107)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-1③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・EUCシステム</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・統合宛名管理システム</li> </ul>	事後	
令和7年9月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> </ul>	事後	
令和7年9月30日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条別表第一の第31の項(番号法別表第1の31の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲) ＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「厚生労働大臣」の項のうち、下欄(法定事務)に「国民年金」が含まれる項(46の項) (実施者は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。)</li> <li>・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条</li> </ul>	事後	
令和7年9月30日	I-4 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和7年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2(47,48,49,50,107)		事後	
令和7年9月30日	II-1 対象人数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	II-2 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か →十分である 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か →十分である	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事後	
令和7年9月30日	IV-8 人手を介在させる作業	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	